

お客様各位

平成27年3月1日

日ごとに暖かくなり、春の訪れを感じておりますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成27年度税制改正の進展状況
3. 労働法規制
4. 今月のコラム～マイナンバー対策について

1. 今月の事務

3月は会社の決算が集中する時期で、3月決算の会社においては、まず、決算方針を定めることから始めましょう。

黒字が見込まれる場合は、翌期以降にどれだけ内部留保するのか、そのために有効な節税対策を検討します。逆に、赤字で金融機関からの資金調達に不安がある場合は、少しでも当期の損失を減らす方法を検討しましょう。もともと、過度の節税は企業体力を弱めるだけですのでお勧めできません。会社から資金が出ない経費こそ最善の節税策と考えて下さい。

次に、決定した決算方針をもとに、商品の実地棚卸、現金・受取手形・売掛債権・有価証券などの実査、仮勘定の精算、各種引当金の設定資料の準備などを段取りよく進めましょう。実はこの作業が最善の節税策に繋がるのです。決算では短期間に多くの事務をこなすため、直前になって駆け込み処理や見切り処理をする状況では、思わぬミスや見落としが発生し、税務調査等でトラブルになりかねません。余裕をもった事前準備と早めの対応が必要です。

最後に、平成26年分の確定申告の申告期限は3月15日が日曜日のため3月16日です。サラリーマンであっても、医療費控除や株式相場好調を受けて過去の株式譲渡損失を回収する方は確定申告が必要です。

2. 平成27年度税制改正の進展状況

平成27年度の税制改正は既にお伝えした内容で国会審議が進められており、大企業の税率の引下げと外形標準課税の課税対象の組替が中心で、代替財源を確保するため、繰越欠損金の控除制限の強化が行われる予定で、中小企業にとっては、影響は少ないと考えて下さい。

中小企業向けでは、資本金が1億円以下の中小企業には年800万円以下の所得について本来は19%のところを特例で現在15.0%の軽減税率が適用されていますが、今回の改正では2年間適用期限を延長する方針です。

そして、800万円を超える所得についての通常の25.5%の税率は改正により23.9%とされる見込みですので、所得が多く発生している中小企業にとっては、今回の改正の恩恵が一部生じることになります。

更に、繰越欠損金の控除限度額が現在の80%から65%に下げられて増税要因になりますが、中小企業については、繰越欠損金の控除限度額を現行の100%控除が存続する方針で、今回の改正は何ら影響ありません。

なお、先月号で美術品の減価償却について平成26年12月31日以前に取得した美術品等について27年に開始する事業年度から減価償却する場合は償却資産申告の訂正が必要と総務省が示したことをお伝えしましたが、その後動きがあり、総務省は2月13日付けで、12月決算以外の法人は償却資産の修正は不要と変更しました。納税者の便宜を図った結果ですが、これにより27年度分で申告する必要があるのは個人事業者と12月決算法人だけとなりました。

3. 労働法規制

先月号で政府は労働生産性向上のため、労働法規制を緩和し、労働時間を短縮するための施策を打ち出していることをお伝えしました。その目玉が事務職に対する労働時間規制を事実上撤廃するホワイトカラー・エグゼンプションで、対象者等に関する議論が進められています。

中小企業にとっては、現在猶予されている週60時間を超える残業代の50%割増が4年後の平成31年4月からは義務化されることと、会社から従業員に対して年に5日以上の有給休暇の取得を働きかけることの影響が大きそうです。

時間当たりの労働生産性が日本は北欧の半分程度であるため、労働時間を短縮することで引き上げ、将来の労働人口の減少に備え、ひいては少子化対策にも役立てる目的があります。これからは、労働時間は減らすが、成果は維持する働き方を求められており、業務内容を見直し、付加価値を生まない業務を思い切って削減していくことが求められるのでしょう。

そして、4月からの兵庫県の健康保険料率が決定され、10.04%と前年度比0.04%増加しますが、介護保険料は介護報酬の削減に合わせて1.58%と前年度比で0.14%の引き下げとなります。改定時期は例年より1ヶ月遅れの4月分（5月納付分）からとなります。

4. 今月のコラム～マイナンバー対策について

「社会保障・税番号制度」（以下マイナンバー制度）が28年1月から開始となり、今年10月に各人にマイナンバーが通知され、会社に深く関係する業務の適用時期は、税金は平成28年から、社会保険は平成29年からとなります。

28年分の源泉徴収票には本人だけでなく家族のマイナンバーも記載しなければならず、また、対象となる従業員は正社員だけでなく臨時雇用も含まれています。そのため、27年中にマイナンバーを収集するための本人確認や収集後の管理体制を整備し、社内への周知を行う必要があります。

マイナンバー導入により各役所への手続きが簡略化されるのは大歓迎ですが、マイナンバーがなければ手続きが進まないため、導入初年度は大変な混乱が生じるのではと、お年寄りなど事務処理に慣れない方が多く来られる確定申告相談会に従事して不安に思う私でした。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>